

岩手県告示第 1062 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定養育医療機関 の名称	所在地		診療科名	変更年月日
	変更前	変更後		
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町八幡町 12 番 9 号	下閉伊郡山田町山田第 5 地割 66 番地 1	内科、小児科、外科、整形 外科、眼科、耳鼻いんこう 科、リハビリテーション科	平成 18 年 11 月 1 日